

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

シンジケートローン特別貸付 のご案内

新規事業、環境対策、経営改善などに取り組む方へ民間金融機関と連携して資金を供給する制度です。

ご利用
いただける
方

新規事業、環境対策、経営改善などに取り組む方^(注)であって、地域経済の維持・促進に資する事業に取り組む方

(注) 新企業育成貸付（一部の制度を除く。）、企業活力強化貸付（一部の制度を除く。）、環境・エネルギー対策貸付または企業再生貸付の適用要件を満たす方

制度の内容

資金使途 各特別貸付に定める設備資金および長期運転資金

利用限度 1社あたり原則として14億4千万円

利率 シンジケートローンに参加する金融機関が合意した利率
ただし、固定利率の場合は、一定の制約有。

融資期間 シンジケートローンに参加する金融機関が合意した期間
ただし、設備資金は30年以内、運転資金は20年以内に限る。

償還方法 シンジケートローンに参加する金融機関が合意した方法
ただし、割賦期間については、1、2、3、6、12ヵ月のいずれかに限る。

貸付条件
など

- 上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。
- 日本公庫は、タムローン型のシンジケートローン（コミットメント期間が付与されたタムローンについては、資金使途が設備資金の場合に限る。）に、パーティシパントとしてのみの参加となります。
- 契約にあたっては、一般的なシンジケートローンの契約条項のほか、日本公庫特有の契約条項を加える必要があります。

※1 本制度の利用には、財務内容、事業の見通しなどについて、日本公庫の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

※2 本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望に添えない場合もあります。

※3 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。

本制度のお申し込み

日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。